

議案第40号

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年9月5日提出

日野町長 塚 田 淳 一

## 日野町職員の育児休業等に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

### 2 主な改正内容

#### ① 育児休業の取得回数制限の緩和等

再度の育児休業取得に係る「条例で定める特別の事情」に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除。また、任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備。

#### ② 非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が1歳6か月に達する日まで」にその任期が満了すること及び引き続いて任命権者と同じくする職に採用されないことが明らかでないとの要件について、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6月を経過する日まで」と緩和する。

#### ③ 非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が1歳6か月到達日及び2歳に達する日とする要件について、夫婦交替での取得や、特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備。

### 3 施行期日

令和4年10月1日から施行する。

### 4 経過措置

この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第9条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

## 日野町職員の育児休業等に関する条例

日野町職員の育児休業等に関する参考例(平成4年1月野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(育児休業をすることができない職員)	(育児休業をすることができない職員)
第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。
(1)・(2) 略	(1)・(2) 略
(3) 非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員	(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
ア 次のいずれにも該当する非常勤職員	ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合には当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合には当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が満了する)と及ぶ引き続いている職員(以下「特定職員」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員	(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合には、更新後のもの)が満了すること及び引き続いている命権者を同じくする職(以下「特定職」といふ。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員
(イ) 略	(イ) 略
イ 次のいずれかに該当する非常勤職員	イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」と  
いう。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2  
号に掲げる場合に該当する育児休業の期間の末日とさ  
れた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該  
未日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育  
児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる  
場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期  
間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休  
業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当  
該任期の満了後引き継いで特定職に採用されることに伴  
い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の  
末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とす  
る育児休業をしようとするもの

削除

- (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲  
げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1)・(2) 略
  - (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、

育する子が1歳に到達する日(以下この号及び同条において「1  
歳到達日」といふ。)(当該子について当該非常勤職員がする育  
児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である  
場合にあっては、当該未日とされた日)において育児休業をし  
ている非常勤職員に限る。

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を  
している非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子につい  
て、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引  
き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該  
引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休  
業をしようとするもの

- (育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
- 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲  
げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。
- (1)・(2) 略
  - (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職

次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6ヶ月到達日

員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合はこれに相当する場合に該当する場合若しくはこなに掲げる場合に該当する育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこなに掲げる場合に該当する場合若しくはこなに掲げる場合に該当する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいづれかの日）の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合にあつて、次に掲げる場合のいづれにも該当するとき 当該子の1歳6ヶ月到達日  
新設

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする場合若しくはこなに掲げる場合に該当する育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいづれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地

方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合において育児休業をしている場合は、当該末日とされた日において育児休業をしえている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合においては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

#### 立 略

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合においては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

#### (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条例の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合においては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしてい

#### 1 略 新設

#### (育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日の翌日後の期間においてこの条例の規定に該当してその任期が末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていいる非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引続き採用される日)を首

<p>児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合にあって、次の各号のいづれにも該当するときとする。</p>	
(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	新設  (1)・(2) 略  (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合
削除	(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間として条例で定める期間)
(2)・(3) 略  (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合	新設  第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。
削除	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)  第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。  (1)～(4) 略  (5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限

(5)・(6) 略

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) 略

る。)

(6)・(7) 略

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

新設

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第9条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(7) 略

附 則

(施行期日)

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第9条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。